

2023年度 自治会役員初任者研修資料

神戸市地域協働局地域活性課
各区地域協働課

<目次>

1. 自治会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
 - (1) 自治会の役割
 - (2) 各種地域団体等の紹介

2. 自治会活動に役立つ問い合わせ先・窓口・・・・・・・・・・ 5 ページ
 - (1) 神戸市総合コールセンター
 - (2) 神戸市の窓口一覧
 - (3) 代表者などが変更となった際の連絡先

3. 自治会活動に関する補助金・助成金・・・・・・・・・・ 10 ページ
 - (1) 資源回収
 - (2) 防犯カメラ
 - (3) 防犯パトロール
 - (4) 街灯を設置したい場合
 - (5) 掲示板を設置・修繕等したい場合
 - (6) 集会所を修繕・改修、新築等したい場合
 - (7) 市民活動補償制度

(8) 地域活動をサポートする「神戸市退職者ボランティア」

(9) 自治会館活用モデル事業

4. 安全・安心情報の電子メールサービス・・・・・・・・・・16 ページ

(1) ひょうご防災ネット

(2) ひょうご防犯ネット

5. 相談窓口の紹介・・・・・・・・・・18 ページ

(1) 神戸市コミュニティ相談センター

(2) 各区地域協働課

(3) 地域協働局地域活性課

6. 参考情報・・・・・・・・・・19 ページ

7. 連絡先一覧・・・・・・・・・・20 ページ

本研修資料は、2023年5月時点の情報を基に作成しています。

1. 自治会について

(1) 自治会の役割

私たちの日常生活では、クリーンステーションの管理やごみ出しマナーの問題、違法駐車、災害への備えなど、地域のみなさんが一緒に取り組むことで、解決できることが多くあります。

このような地域課題を住民自ら解決するために結成されるのが自治会や町内会です。また、マンションなどの共同住宅では、管理組合が自治会活動もあわせて行っている場合もあります。

人と人とのつながりが豊かな地域では、失業率や犯罪発生率が低く、安心・安全に関わる暮らしの満足度が高まることが明らかになっています。また、災害時などいざという時に助け合える関係が生まれます。

住みよいまちづくり、安心・安全なまちづくりの主体になるのが、みなさんの自治会、町内会活動なのです。

(2) 各種地域団体等の紹介

神戸市には地域住民のみなさんが主体となった様々な地域団体やNPOがあります。

① 地域団体

団体名	活動内容
ふれあいのまちづくり協議会	地域福祉センターを管理・運営しており、給食会や喫茶、子育てサークルなどの福祉交流活動を実施している。自治会や婦人会など各種団体の代表者などにより、おおむね小学校区単位で結成されている。
防災福祉コミュニティ	地域の防災訓練に取り組んでいる。ふれあいのまちづくり協議会や自治会などが中心となり、おおむね小学校区単位で結成されている。
青少年育成協議会	青少年の健全育成などをめざし、あいさつ運動や子どもを守る活動などに取り組んでいる。おおむね小学校区ごとに、青少年育成委員により構成される。

まちづくり協議会	建築物や開発などに関するルールづくりなど、まちの将来像を考え、実現に向けて活動する団体。対象となる地区ごとに設立される。
婦人会	地域福祉活動や美化活動等、地域に根差した幅広い活動に携わっている。
老人クラブ	高齢者の生きがいをづくりと健康づくりのため、グラウンドゴルフや相互支援活動など、地域での仲間づくりを進めている。
子ども会	集団活動を通じて子どもの自主性、創造性、社会性を育むため、さまざまな児童健全育成活動を行っている。

② NPO

NPO (Non Profit Organization) とは、ボランティア活動や社会貢献活動を行う営利を目的としない非営利の民間団体です。収益は関係者に配分せず、社会貢献活動に充当します。また、このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した団体のことをいいます。

※地域社会とNPOとの協働

- ・地域の活動や課題解決については、地域住民だけでは限界がある場合もあります。
- ・福祉・子育て・青少年教育・多文化共生など、テーマごとにノウハウを持ったNPOが、居住地に関係なく、「まちの課題」を解決するために自発的に活動しています。地域の課題解決に向けて、NPOとの協働も検討してみましょう。

2. 自治会活動に役立つ問い合わせ先・窓口

(1) 神戸市総合コールセンター

☎0570-083330 (ナビダイヤル) または☎078-333-3330

各種手続、制度、くらし、イベントに関するお問い合わせにお答えします。

【受付時間】 午前8時～午後9時 (年中無休)

また、神戸市には各種専門相談窓口があります。詳しくは神戸市コールセンターポータルサイトをご覧ください。

神戸市 コールセンター

検索

○神戸市「よくある質問と回答」のご利用について
各種手続きやごみの分別方法など、身近な疑問にお答えします。

(神戸市コールセンターポータルサイト トップページ)

The screenshot shows the homepage of the Kobe City Call Center Portal Site. The header includes the Kobe City logo and navigation links. A sidebar on the left lists various service categories. The main content area features a section titled 「よくある質問と回答」 (Q&A) with a link: 「こちらから「よくある質問と回答」で調べることができます。」. Below this is a section for the AI chatbot service with a link: <https://help.city.kobe.lg.jp/hc/ja>. A blue callout box with arrows points to these links, stating: 「ここをクリックすると「よくある質問と回答」ページへ移動します。」

(よくある質問と回答 トップページ)

The screenshot shows the FAQ page. At the top, there is a search bar with the text 「調べたいキーワードを入力」. Below the search bar, there is a section titled 「よく使われるキーワードから検索」 with a button labeled 「家庭ごみ」. A blue callout box points to a 「ヘルプ」 icon in the bottom left corner, stating: 「画面左下の「ヘルプ」を押すとチャットボット (右図) が立ち上がります。」. On the right side, there is a chatbot window titled 「神戸市FAQ」 with a search bar and the text 「調べたいキーワードを入力」 and 「ご質問をここに入力してください...」.

(2) 神戸市の窓口一覧

内 容	窓 口	連 絡 先
○ごみ・清掃に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンステーション以外の不法投棄 ・野外焼却 	クリーン 110 番 (平日 8 時 45 分～17 時 30 分)	☎078-771-7499
<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンステーションの設置や管理についての相談 ・クリーンステーションのごみに関する相談 ・ごみ出しのルールに関する啓発 ・ごみ収集及び運搬について ・クリーン作戦で集めたごみの回収 (※1) ・亡くなったペットの引き取り ・道路などでの動物の死体処理 等 	お住まいの区の 環境局事業所	P.20 参照
○道路・公園・河川に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・道路の不具合 ・公園の遊具の整備 ・河川の管理 ・私道舗装の助成 ・街路灯の管理 等 	道路公園 110 番 (平日 8 時 45 分～17 時 30 分)	☎078-771-7498
<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車対策 	市営駐輪場・放置自転車 総合案内窓口 (24 時間 365 日対応)	P.20 参照
	スマートフォンアプリ 「KOBE ぽすと」	下記参照

○情報共有アプリ「KOBE ぽすと」



「道路のひび割れ」や「公園遊具の故障」など、神戸市が保有する施設や設備の不具合に関する投稿を受け付けるアプリです。また、ごみの収集日や防災情報など、日々の生活に役立つ情報を調べることができます。※投稿にはユーザー登録が必要

【問い合わせ先】

市長室広報戦略部 (☎078-322-5169 ☒kobepost@office.city.kobe.lg.jp)

↓アプリダウンロードはこちらから↓



App Store 版



Google Play 版

KOBE ぽすと



内 容	窓 口	連 絡 先
○防災に関すること ・ 消防活動、救助活動、救急活動 ・ 火災の予防 ・ 救急講習会 ・ 住宅用火災警報器の設置推進 ・ 消火器等、消火器具の設置推進 ・ 防災福祉コミュニティ等地域防災 ・ 消防団の活動 等	お住まいの区の 消防署	P.20 参照
○水道・下水道に関すること ・ 水道料金・転入・転出に伴う手続き	お客さま受付センター (平日 9 時～17 時 15 分)	☎078-797-5555
・ 宅地内の水漏れ、下水のつまり等の不 具合の相談や対応	水道修繕受付センター (24 時間 365 日対応)	☎0120-976-194
・ 上記以外の下水道に関する相談	各地域の水環境センター (平日 9 時～17 時)	P.21 参照
○有害鳥獣に関すること ・ 有害鳥獣 (イノシシ・アライグマ・シ カなど) に関する被害等の通報や相談	鳥獣相談ダイヤル (年中無休 8 時～21 時) ※年末年始は 9 時～17 時	☎078-333-4408
○空地空家に関すること ・ 空地空家の管理不全	各区地域協働課	P.18 参照
・ 空家等の活用	すまいるネット (10 時～17 時) (※定休日 水・日・祝日)	☎078-647-9988
○衛生に関すること ・ 害虫の相談 ・ 犬猫の飼育相談	生活衛生ダイヤル (平日 8 時 45 分～17 時 30 分)	☎078-771-7497

※1 「クリーン作戦」とは

各区では、区内一斉クリーン作戦を行い、地域の皆さんに、区内の道路や公園などの身近な場所の清掃にご協力いただいています。クリーン作戦の実施で使う軍手やごみ袋などの資材が必要な場合は、区役所で配布します。

【問い合わせ先】

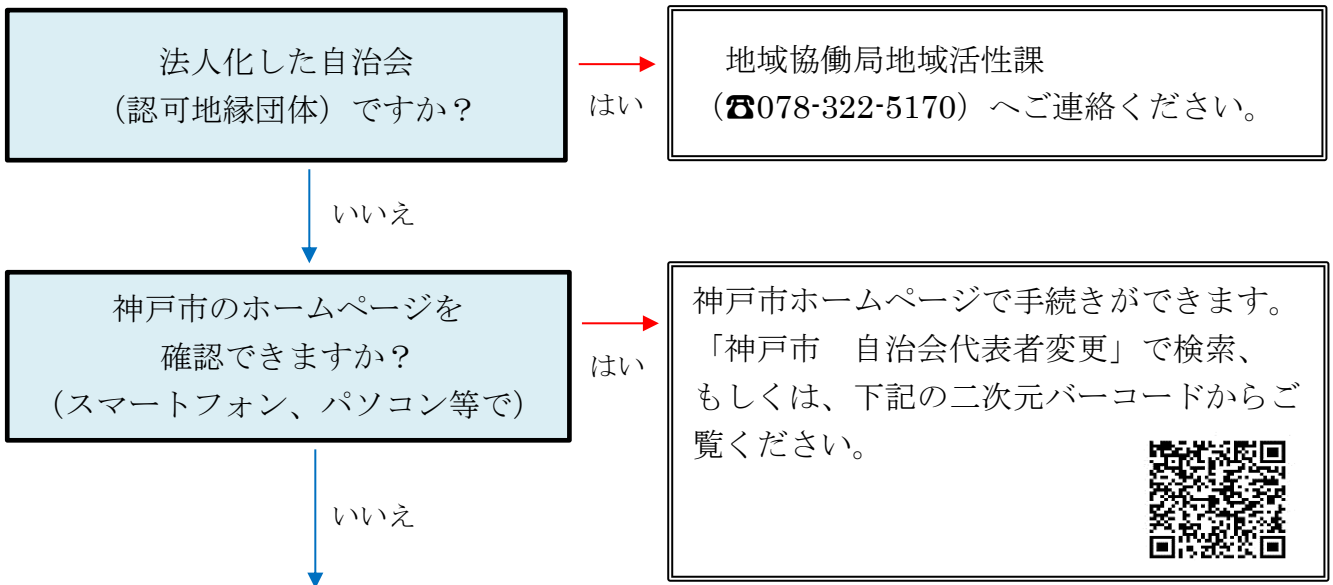
クリーン作戦の実施に関すること・・・各区地域協働課 (P. 18 参照)

クリーン作戦後のごみの回収に関すること・・・環境局事業所 (P. 20 参照)

※クリーン作戦を実施する 2 週間前までに各区の環境局事業所にご連絡ください。

(3) 代表者、回覧担当者などが変更となった際の連絡先

代表者、神戸市からお送りする広報物（神戸市からの案内、市政ポスター）の送付先が変わった時は以下の図を参考に、神戸市へご連絡ください。



「自治会・管理組合 代表者変更届」を以下のいずれかへ FAX または郵送で送ってください。

①各区地域協働課 (FAX 番号、郵送先は P.18 参照)
お住まいの区役所地域協働課に送ってください。

②地域協働局地域活性課
FAX 078-322-6133
郵送先 〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1
地域協働局地域活性課

③市長室広報戦略部 (※)
FAX 078-322-6007
郵送先 〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1
市長室広報戦略部 ポスター担当

※広報物市政ポスター (掲示板用) の送付先・部数の変更のみ行いたい場合

(注意点)

- いただいた情報は、神戸市から貴団体への行政上の連絡や広報印刷物等の送付のため、市長室広報戦略部・地域協働局地域活性課・各区地域協働課で共有します。
- 補助金を申請している自治会は、補助金の申請先 (所管部) にも別途連絡してください。
- 自治会・管理組合変更届連絡票は次ページをご覧ください。

※ に必要事項をボールペンでご記入下さい

自治会・管理組合 代表者等変更届

※新規登録、解散届を兼ねる

神戸市

区 団体名

自治会 ・ 管理組合

団体種別
(丸で囲んで下さい)

1. 自治会 2. マンション管理組合 3. その他

届出者

下記①②③の者は神戸市への個人情報の提出について同意しています。 [はい いいえ

(※届出にあたり、個人情報の提出について本人に同意をとっていただくようお願いいたします。)

① 代表者
変更

① 新代表者

ふりがな

氏名

住所

電話番号

就任年月

令和 年 月 日

※住所は町名から
で結構です

前任者 氏名

※代表者宛てにお知らせする場合は、こちらに送付させていただく場合があります。

② 市からの案内
(回覧用)
送付先等
変更

1. 市からの案内(回覧用)は

- いずれかに○を
- ①の代表者へ送付を希望
 - ②別の担当者へ送付を希望 → 下へ記入
 - ③送らなくてよい (不要である)

2. 送付部数を

 部へ

変更を希望

(※変更の場合のみ記入)

(2 の場合に記入)

② 新送付先

氏名

住所

電話番号

前任者 氏名

※市からの案内(回覧用)は、市政情報チラシ等です

③ ポスター
送付先等
変更

1. 次回以降、ポスターの送付継続を希望しますか。

A 希望する

B 希望しない

(「A 希望する」場合に記入) ← どちらかに○を

2. ポスターは

- いずれかに○を
- ①の代表者へ送付を希望
 - ②の回覧担当へ送付を希望
 - ③別の担当者へ送付を希望 → 下へ記入

3. 送付部数を

 部へ

変更を希望

(※変更の場合のみ記入)

(3 の場合に記入)

③ 新送付先

氏名

住所

電話番号

前任者 氏名

備考

① 本届の取扱いについて

- ・この届出は市長室広報戦略部(ポスター) 地域協働局地域活性課(市政情報チラシ)、区役所地域協働課で共有しますので、3課のうちいずれかへご提出ください。
- ・市から貴団体への行政上の連絡や広報印刷物の送付のために市内部関係課に提供する場合があります。
- ・法令等に基づき実施する事務に関して国、県に提供する場合があります。

② 認可地縁団体の代表者変更は別途手続きが必要です。

地域活性課(TEL:078-322-5170)(FAX:078-322-6133)までお問い合わせください。

神戸市処理欄 FAX E-mail 郵送 来庁
発信： 広報戦略部 地域活性課 区地域協働課

受付日 R		処理
----------	--	----

3. 自治会活動に関する補助金・助成金

(1) 資源回収（資源集団回収活動助成制度）

家庭から出る古紙(新聞、雑がみ、段ボールなど)などの「再生資源」のリサイクルを推進するため、地域での資源集団回収活動に助成金があります。

【問い合わせ先】神戸市行政事務センター(資源集団回収担当) ☎078-381-5533

神戸市 資源集団回収活動助成制度

検索

(2) 防犯カメラ（神戸市防犯カメラ設置補助事業）

地域における防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取り組みを支援するため、自治会などの地域団体が行う防犯カメラの設置に要した経費の一部に対する補助金があります。

補助額	既存の建物や施設等にカメラを設置 ⇒ 1か所目 : 14万円(上限) 2か所目以降 : 8万円(上限) 自立柱(ポール)を設置し、カメラを設置 ⇒ 上記に3万円(上限)を加算
対象要件	防犯カメラシステム及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入・設置工事に要する経費 ※地域団体で行う作業の人件費は補助対象となりません

※兵庫県の補助制度は2022年度で終了しました。

※この補助金を利用して設置した防犯カメラの更新費(注1)や修繕費(注2)を補助する事業もあります。詳細は下記問い合わせ先まで。

(注1)2010～2016年度に設置した防犯カメラが対象

(注2)2017～2021年度に設置した防犯カメラが対象

【応募期間】2023年4月17日(月)～9月29日(金) (※必着)

【問い合わせ先】神戸市総合コールセンター ☎0570-083330 または 078-333-3330

神戸市 防犯カメラ設置補助

検索

(3) 防犯パトロール（青色防犯パトロール活動支援事業）

兵庫県警から青色防犯パトロール実施団体としての証明を受けた団体に、パトロール物品(青色回転灯1基、広報用マグネットシート2枚)の支給や、1団体につき上限3万円までの活動回数に応じた報奨金の交付を行います。

【問い合わせ先】危機管理室 ☎078-322-6238

(4) 街灯を設置したい場合（私道の街灯助成事業）

自治会等で設置・管理している街灯の電気料金、新設・取替の経費の一部を助成します。

灯具及び支柱経費	補助金額（限度額）	
	公道と公道をつなぎ道幅が 2.7m以上	左以外
灯具（新設・取替）	全額補助（上限 20,000 円）	2/3（上限 14,000 円）
支柱（新設・取替）	全額補助（上限 100,000 円）	1/2（上限 50,000 円）

※上限は1灯あたり。維持管理経費（電気料金・電球代等）は2,000円/灯。

※灯具の新設時にかかる電力会社への受託工事代及び手数料相当額も助成金の対象です。
（上限 10,000円/灯）

補助の対象となる要件（一例）

- ・ 私道上にある街灯で、地域団体が設置・管理しているもの。
- ・ 道路を照明するもので、独立柱のもの、又は電柱等に添加する街灯であること。
- ・ 道路上に設置する添加広告街灯、又は営業用に供している街灯等以外のもの。
- ・ LED灯またはその相当品であること。 等

【申込時期】 例年9月上旬～下旬頃を予定

【問い合わせ先】 建設局建設事務所（詳細は P.21 参照） ※必ず事前にご相談ください

神戸市行政事務センター ☎078-381-5533

神戸市 私道の街灯助成

検索

(5) 掲示板を設置・修繕等したい場合（広報掲示板設置補助事業）

地域住民同士のコミュニケーションのため、また市・区行政の広報活動にご協力いただくために、住民で組織する団体等が行う掲示板の設置、修繕費の一部を補助しています。

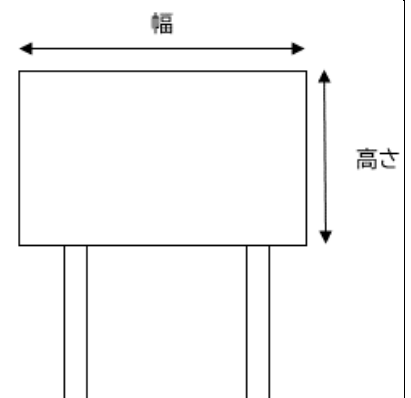
2023年度、補助金の内容を全市で統一しました。

【補助枚数と金額】

補助枚数	1年度あたり上限3枚
補助金額	設置費用の3分の2の額(※) ただし、1枚あたり上限6万円 ※100円未満の端数があるときは切り捨てた額

【掲示板の規格(新規取付けまたは建替えの場合)】

種類	仕様	掲示板本体の寸法 (枠を含む)
壁掛式	扉又は戸なし	高さ600ミリメートル 幅900ミリメートル
	アクリル製又はガラス製の 扉又は戸あり	高さ900ミリメートル 幅1,200ミリメートル
自立式	アクリル製又はガラス製の 扉又は戸あり	高さ900ミリメートル 幅1,200ミリメートル
		高さ900ミリメートル 幅1,500ミリメートル



【掲示板の色彩】

板面の色彩は緑、茶又は白系としてください。

【注意点】

- ・この制度で設置した広報掲示板を修繕する場合は、通常の使用に耐えないと認められ、かつ、補助金交付から5年間を経過している必要があります。
- ・申込は先着順のため、申込状況によっては受付を終了している場合があります。

【申請方法の問い合わせ先】 各区地域協働課 (P.18 参照)

【制度全般の問い合わせ先】 地域協働局地域活性課 ☎078-322-6492

神戸市 広報掲示板

検索

(6) 集会所を修繕・改修、新築等したい場合（地域集会所修繕等補助事業）

自治組織が行う集会所(自治会館など)の修繕・改修をはじめ新築・買収、増築、バリアフリー化に要する経費の一部を補助します(金額はその年度の予算の範囲内。なお、審査で選定された場合にのみ助成されます)。

種別	補助率	限度額(※2)
修繕・改修	補助対象経費の 2分の1以内	300万円 (※賃貸借物件の場合、30万円)
新築		1,200万円
買収		(※賃貸借物件は対象外)
増築		600万円 (※賃貸借物件は対象外)
バリアフリー化(※1)		200万円 (※賃貸借物件は対象外)

※1「バリアフリー化」は、「修繕・改修」または「増築」との併用が可能です。

※2 金額は 2023 年度の助成金限度額

補助を受けるための基準(一例)

- ・自治組織によって設置運営または賃借により利用され、地域活動の活性化に寄与する施設であること。
- ・独立した建物であり、地域活動の拠点として広く地域住民に開放されていること。
- ・自治組織は加入者が 50 世帯以上であること。
- ・会議及び集会に必要な設備を備えており、整備の経費が 15 万円以上かかること。
- ・自治組織の加入者の同意があること。

※ 過去に補助を受けた団体が改めて補助を受ける場合、一定年数経過する必要があります。

- ・過去に「新築または買収」の補助を受けた団体が再び「新築または買収」の申請を行う場合は、補助を受けた年度を含め 30 年以上
- ・過去に「修繕、増築、改築(改築は 2021 年度まで実施)、バリアフリー化」の補助を受けた団体が再び「同じ種別」で申請を行う場合は、補助を受けた年度を含め 10 年以上
- ・過去にこの制度で補助を受けた団体が、改めて「別の種別」の申請を行う場合は、補助を受けた年度を含め 5 年以上

【申込時期】 例年4月～5月を予定(2023年度の申込受付は終了しました。)

次年度もほぼ同様の期間で申込を受け付ける予定です。

(予算措置の状況等によって変更の可能性はあります)

【問い合わせ先】 各区地域協働課(P.18 参照)

地域協働局地域活性課 ☎078-322-6486

神戸市 地域集会所補助

検索

(7) 市民活動補償制度

自治会等の地域活動（ボランティア）の中で、責任者や従事者の方がケガなどをされた場合や、活動中に他人や物に損害を与え、自治会等の地域団体が賠償責任を負った場合に補償金を支払う制度です。

神戸市が保険料を負担し保険会社と契約を行っているため、事前の手続きは不要です。
ただし、事故発生後30日以内に申請が必要ですのでご注意ください。

【対象活動】 防災・防火・防犯・交通安全・保健衛生活動
公園・河川・道路の環境整備活動、クリーン活動・環境資源回収活動
地球環境を守る活動(減量化・分別化)等

【賠償内容】 賠償責任事故(身体・財物・保管者)
傷 害 事 故(死亡・後遺障害・入院・通院・手術)

※保険会社の審査により保険契約の対象と認めない場合は、補償金が支払われないことがあります。
※電動草刈り機等機械を使用した草刈り中の飛び石等による物損事故、マンション内やクリーンステーションの敷地のような、共有の管理地の清掃等における事故は、補償対象となりません。
※自治会の夏祭りなどの行事や催し物への来場者・参加者の事故は補償対象となりません。

【申請先】 市が助成などを行っている市民活動…その事業を担当する部署
自主的な活動やふれあいのまちづくり事業の場合…各区地域協働課(P.18参照)

【制度の問い合わせ先】 地域協働局地域活性課 ☎078-322-0319

神戸市 市民活動補償制度

検索

(8) 地域活動をサポートする「神戸市退職者ボランティア」

2023年度より、本市退職者などを対象に、地域でのボランティア活動を紹介する取り組みを始めました。
市役所勤務で培った知識や経験を活かして、地域活動団体のみなさんをサポートします。

サポートを希望される活動があれば、下記へお問い合わせください。

※状況により活動に参加できる人材が見つからない場合があります。

【問い合わせ先】 地域協働局地域活性課(☎078-322-6492)

(9) 自治会館活用モデル事業

自治会館を活用して地域の多世代交流等に取り組みたいという自治会を対象に、NPOや大学、企業等とのマッチングを実施しています。マッチングを希望される方は、下記問い合わせ先へご相談下さい。

【問い合わせ先】 地域協働局地域活性課(☎078-322-6492)

今回紹介した制度以外にも、様々な補助事業・助成制度があります。神戸市ホームページ「地域活動」ページ内の「補助金・助成金情報」から、各種制度をご案内していますので、是非ご覧ください。

神戸市 地域活動 補助金

検索

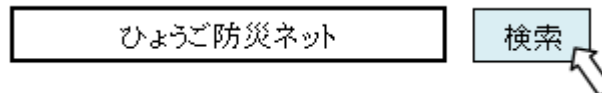


4. 安全・安心情報の電子メールサービス

(1) ひょうご防災ネット

神戸市や兵庫県から市民の方々に風水害時の避難指示などの緊急情報や地震情報・津波警報などの緊急気象情報を、登録した携帯電話や情報端末に電子メールでお知らせするサービスです。

詳しくはホームページ<<http://bosai.net/kobe/>>をご覧ください。
(登録手続きは上記ホームページや右の二次元バーコードから可能です。)

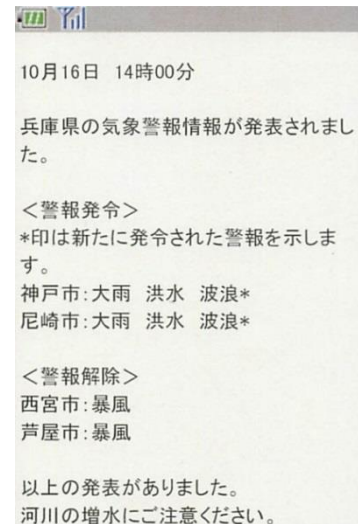
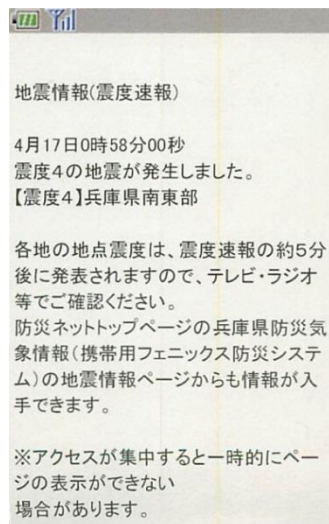
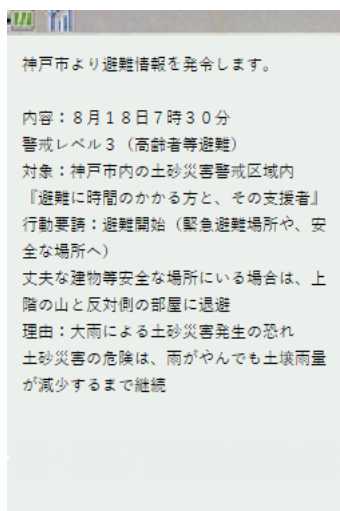


【重要】登録時のご注意（迷惑メール防止設定をされている方へ）

登録内容確認の返信メールが info@bosai.net から携帯に送信されます。事前に info@bosai.net からのメールを受信できるようにしておいてください。

【問い合わせ先】危機管理室（☎078-322-6237）

メール連絡の文例



(2) ひょうご防犯ネット

兵庫県警察本部から、犯罪情報や防犯情報（情報種別、地域選択可）をメールでお知らせするサービスです。

詳しくはホームページをご覧ください。

URL : <https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/bounet/index.htm>

(登録手続きは上記ホームページや右の二次元バーコードから可能です。)



ひょうご防犯ネット

検索

【重要】 登録時のご注意（迷惑メール防止設定をされている方へ）

登録内容確認の返信メールが携帯に送信されます。hbnet@police.pref.hyogo.lg.jpからのメールを受信できるようにしておいてください。

【問い合わせ先】 兵庫県警察本部生活安全企画課（☎078-341-7441）

メール連絡の文例・イメージ

The infographic is enclosed in a blue rounded rectangle. On the left, a smartphone screen displays an email notification titled "声かけ事案発生(〇月〇日・兵庫)". The text describes an incident where a man approached a child on a street, offering sweets and asking to go together. The notification includes fields for age, height, and clothing. Below this, another smartphone screen shows a "兵庫県警察 犯罪発生マップ" (Hyogo Prefecture Police Crime Occurrence Map) with a text box stating "発生地点及び周辺の発生状況も表示" (Display occurrence locations and surrounding status). A lightbulb icon indicates that the map can be viewed from the email. On the right, a blue banner reads "大事な情報をメールでお知らせ！" (Send important information by email!). Below the banner are five icons representing crime types: "子供への声かけ" (Approach to children), "チカン・わいせつ事件" (Child molestation/sexual offenses), "ひったくり・路上強盗" (Carjacking/robbery), and "特殊詐欺" (Special fraud).

兵庫県警察 ひょうご防犯ネット HP より抜粋

5. 相談窓口

神戸市では、地域団体の運営や活動に関する様々な相談窓口を設けています。
自治会、町内会の運営や活動内容についての相談は、下記にお問い合わせください。

(1) 神戸市コミュニティ相談センター

自治会・町内会などの身近な地域活動をサポートします。お気軽にご利用ください。
～例えばこんなことを相談できます～

- 自治会活動相談（規約の改正、後継者問題 など）
- 研修・講座・交流（他の自治会の活動について知りたい など）
- 地域活動支援（印刷サービス、他の団体の紹介 など）
- ICT 活用サポート（電子回覧板導入、情報発信、役員の負担軽減など） ←NEW！

住所：神戸市長田区二葉町 7-1-18（ふたば学舎 1 階）

電話番号：☎078-643-2900

開館時間：10:00～17:00

定休日：日曜・月曜・祝日

メールアドレス：com-center@cskobe.com

Facebook で詳しい活動内容をご覧ください！⇒



(2) 各区地域協働課（区役所内）

区役所	住所	代表電話番号	FAX 番号
東灘区役所	〒658-8570 東灘区住吉東町 5-2-1	078-841-4131	078-811-4901
灘区役所	〒657-8570 灘区桜口町 4-2-1	078-843-7001	078-843-7034
中央区役所	〒651-8570 中央区東町 115	078-335-7511	078-335-7469
兵庫区役所	〒652-8570 兵庫区荒田町 1-21-1	078-511-2111	078-511-5331
北区役所	〒651-1195 北区鈴蘭台北町 1-9-1	078-593-1111	078-593-1166
北神区役所	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1	078-981-5377	078-981-3506
長田区役所	〒653-8570 長田区北町 3-4-3	078-579-2311	078-579-2301
須磨区役所	〒654-8570 須磨区大黒町 4-1-1	078-731-4341	078-732-0728
垂水区役所	〒655-8570 垂水区日向 1-5-1	078-708-5151	078-708-7450
西区役所	〒651-2295 西区糀台 5-4-1	078-940-9501	078-991-5546

(3) 地域協働局地域活性課

〒650-8570 中央区加納町 6-5-1 Tel.078-322-6492

6. 参考情報

○神戸市ホームページ「地域活動支援サイト」

【概要】

入会案内チラシの見本や講座情報など、自治会・町内会活動をはじめ、地域活動に役立つ情報を掲載しています。

神戸市 地域活動支援

検索

○自治会活動ハンドブック

【概要】

「自治会・町内会を立ち上げたい」

「自治会・町内会を運営する方法がよくわからない」

「自治会・町内会をもっとよくしたい」

というみなさんへ向け作成しました。自治会活動の参考としてご利用ください。

【問い合わせ先】

地域協働局地域活性課 (☎078-322-6492)

神戸市 自治会活動ハンドブック

検索

○地域活動ちえぶくろ

【概要】

地域の課題解決のために、どのような方法で具体的な地域活動につなげていけばいいのか、さらに地域活動を活発化していくにはどのように取り組んでいけばよいかを事例と共にわかりやすく解説しています。

【問い合わせ先】

地域協働局地域活性課 (☎078-322-5170)

神戸市 地域活動ちえぶくろ

検索

○地域の担い手ちえぶくろ

【概要】

担い手の発掘・育成のためのちょっとしたアイデアやすでに取り組んで先駆的に効果をあげている事例を紹介しています。

【問い合わせ先】

地域協働局地域活性課 (☎078-322-6492)

神戸市 地域の担い手ちえぶくろ

検索

○市民活動応援ネット「つなごう神戸」

【概要】

市民活動を行う団体、および協力を考えている個人が、ボランティア募集、イベント開催などに関する情報を発信し、市民やほかの団体・企業などとの橋渡しを目的とするサイトです。市民活動を行っている団体やそれに協力したい市民・団体であればどなたでも利用できます。

【ホームページ】

<https://www.tgkobe.org/>

つなごう神戸

検索

7. 連絡先一覧

○環境局事業所

事業所	住所	電話番号
東灘事業所	〒658-0026 東灘区魚崎西町 3-5-3	078-841-0161
灘事業所	〒657-0041 灘区琵琶町 2-1-2	078-871-1081
中央事業所	〒651-0072 中央区脇浜町 3-2-30	078-251-3521
兵庫事業所	〒652-0855 兵庫区御崎町 1-3-15	078-652-0981
北事業所	〒651-1243 北区山田町下谷上字五郎本 1-1	078-581-0460
長田事業所	〒653-0025 長田区真野町 9-24	078-652-1441
須磨事業所	〒654-0042 須磨区小寺町 2-5-16	078-731-2041
垂水事業所	〒655-0006 垂水区本多間 6-8-10	078-783-0333
西事業所	〒651-2253 西区平野町向井字祇園尾 100	078-961-1414

○市営駐輪場・放置自転車総合案内

地区	電話番号
東灘区・灘区	0800-111-6715
中央区・兵庫区・北区	0800-111-6715
長田区・須磨区	0120-953-043
垂水区・西区	0120-953-041

○消防署

事業所	住所	電話番号
東灘消防署	〒658-0052 東灘区住吉東町 5-2-1	078-843-0119
灘消防署	〒657-0057 灘区神ノ木通 3-6-18	078-882-0119
中央消防署	〒651-0088 中央区小野柄通 2-1-19	078-241-0119
兵庫消防署	〒652-0032 兵庫区荒田町 1-21-1	078-512-0119
北消防署	〒651-1131 北区北五葉 2-1-9	078-591-0119
長田消防署	〒653-0016 長田区北町 3-4-8	078-578-0119
須磨消防署	〒654-0035 須磨区中島町 1-1-1	078-735-0119
垂水消防署	〒655-0052 垂水区舞多間東 1-10-30	078-786-0119
西消防署	〒651-2276 西区春日台 5-1-10	078-961-0119
水上消防署	〒650-0045 中央区港島 3-2-2	078-302-0119

○建設局水環境センター問い合わせ先一覧

対象	問い合わせ先/住所	電話番号
東灘区・灘区・中央区 にお住まいの方	東水環境センター 〒658-0025 東灘区魚崎南町 2-1-23	078-451-0456
兵庫区・長田区・須磨区 にお住まいの方	中央水環境センター（管理サービス係） 〒653-0044 長田区南駒栄町 1-44	078-641-2711
北区 にお住まいの方	中央水環境センター（管理課北下水道係） 〒651-1243 北区山田町下谷上字上ノ勝 4-1	078-581-6250
垂水区・西区 にお住まいの方	西水環境センター 〒655-0892 垂水区平磯 1-1-65	078-752-1700

○建設局建設事務所問い合わせ先一覧

地区	所管の建設事務所/住所	電話番号
東灘区、灘区	東部建設事務所 〒658-0044 東灘区御影塚町 2-27-20	078-854-2191
中央区、兵庫区	中部建設事務所 〒652-0041 兵庫区湊川町 2-1-12	078-511-0515
北区	北建設事務所 〒651-1331 北区有野町唐櫃字種池 3064	078-981-5191
長田区、須磨区	西部建設事務所 〒654-0121 須磨区妙法寺字ヌメリ石 1-1	078-742-2424
垂水区	垂水建設事務所 〒655-0013 垂水区福田 5-6-20	078-707-0234
西区	西建設事務所 〒651-2128 西区玉津町今津字宮の西 333-1	078-912-3750